平成２５年（フ）第４２４号
鹿児島県鹿児島市西千石町16番22号
債務者　岸本　喜作
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾之上　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市緑ケ丘町４番25―11号
債務者　石橋　可信
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５６号
鹿児島県鹿児島市緑ケ丘町４番25―11号
債務者　石橋タヱ子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９７０号
大阪府藤井寺市大井５丁目11番49号、前住所大阪府藤井寺市小山３丁目148番地の１
債務者　ふじ工務こと　山田　雅行
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３３号
堺市西区鳳東町６丁602番地１　ディークラディア鳳207号
債務者　浅野　剛志
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
秋田県横手市朝倉町５番７号　コーポ東５号
債務者　長谷山一明
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７１０号
熊本県合志市幾久富1866番地1513　アルコバレーノⅡ103号
債務者　渡邊　　高
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９号
長崎県諫早市小船越町575番地６
債務者　橋本　茂作
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２１７８号
横浜市鶴見区駒岡３丁目18番35―312号
債務者　竹花　卓也
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　盛行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４号
長野県塩尻市大門一番町４番12号　プラザドゥメラB107
債務者　三沢　　元
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２４号
三重県四日市市西浜田町７番１号、住民票上の住所三重県四日市市九の城町５番１号　グリーンシャトーＨＴ602
債務者　藤澤　隆信
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１８０５号
札幌市北区北27条西15丁目４番６―203号、申立時の住所札幌市北区新川２条２丁目10番３号　ノイス新川101号
債務者　中村　拓哉
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１１号
札幌市白石区栄通19丁目５番10号　フクシマンション201号
債務者　古川　博三
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４４号
札幌市中央区南14条西７丁目３番３―206号
債務者　澤井はるか（旧姓畑出）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８６号
札幌市東区北44条東12丁目３番20号　レッドソックスR201号
債務者　川原　慶太
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８７号
札幌市東区北44条東12丁目３番20号　レッドソックスR201号
債務者　川原　弘美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９４号
札幌市中央区南８条西18丁目１番27号　マンション紅葉１号
債務者　永井　裕司
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部